

2021 年度 車上作動処理監査時の不適正事象と対策

1. エアバッグ類における不適正事象

車上作動処理現地監査におけるエアバッグ類の不適正事象を分析したところ、以下のような結果となりました。エアバッグ類の処理漏れ、若しくは不適正事象に繋がる作業手順等を確認した場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づく措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しておりますので、適正処理の徹底をお願いいたします。

① 不適正事象の原因

不適正事象を確認した多くの事業所において、作業前にリサイクルシステムで「車台詳細情報」を確認していませんでした。車台詳細情報を確認せず業務を実施した場合、規約第7条に基づき、登録の取り消し、または一時停止を行うことがあります。

車台詳細情報の確認は必ず実施して下さい。

詳細情報を確認せず処理漏れが発覚した事例



運転席	1
助手席	1
サイド	0
カーテン	0
プリテン	2

トラックなのでプリテンションがないだろうと思い処理漏れが発生。
詳細情報を見れば装備があるのは明らか！！

② エアバッグ類の不適正保管

エアバッグ類の不適正保管が多数発生しています。自動車メーカー等に引渡す以外の目的でエアバッグ類を保管していた場合、規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。



2. 不適正への対策

① 業務手順の見直し

下記4STEPを行い、エアバッグ類の未処理を防止してください。

作動前		作動時	作動後
<p><STEP1></p> <p>車台詳細情報で 装備箇所を確認</p> 	<p><STEP2></p> <p>実車の 装備箇所確認</p> 	<p><STEP3></p> <p>一括作動ツールを 使用して作動</p> 	<p><STEP4></p> <p>全数処理されて いるか Wチェック※</p> 

※車台詳細情報に記載されたエアバッグ類が全数作動している事を**作動処理後**と**次工程への搬出時等**の2回確認し、未処理を防止する。

② 一括作動処理ツール使用時の注意

一括作動対応車において、一括作動処理ツールを使用しても断線等の理由でエアバッグ類の一部が作動しない場合があります。一括作動処理後はエアバッグ類を確認し、作動していない場合は個別作動処理を実施、それでも作動しない場合は取外回収を実施してください。

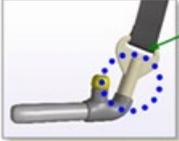
リトラクター(巻取装置)部



手で引っ張って確認

ファイナルアンカー部・バックル部

ファイナルアンカー

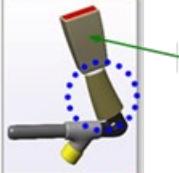


作動前



作動後

バックル



作動前



作動後

縮まっていることを確認

③ ECU電源

● 12V ● 24V

● バッテリー交換

エアバッグ数

準備中 : 点滅
準備完了 : 点灯

④ 作動

シフトベルト

62

作動個数と異なる場合があるので、必ず実物を確認する

1車両のエアバッグリセターミナルを先に1分以上設置する。

3. 車上作動処理業務における禁止事項と注意点

① エアバッグ類の購入等の禁止

エアバッグ類を購入した事例が発生しています。オークション等によりエアバッグ類を購入した場合、遵守事項第8項に基づき、登録の取消しを行うことがあります。

② 監査等に関する情報を許可なく第三者へ開示・公表することの禁止

監査等に関する情報(報告書・監査場面の写真等)を許可なく第三者(同業者・インターネット等)へ開示・公表した場合、規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

③ 未処理車台の先行報告・記録状況

エアバッグ類の先行報告・記録事例が多数発生しています。エアバッグ類を処理する前に車
上作動作業済みとして引渡報告実施、または実績記録を作成していた場合、規約第7条に基
づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

④ 不適正事象再発時（未改善）の対応

不適正事象が繰り返し発見された場合、軽微な事象であってもエアバッグ類車
上作動処理業
務規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

⑤ 事業者／事業所情報の変更に伴う書類更新の対応

事業者／事業所情報の変更等があった場合、自治体のみに申請を実施している事例が散見
されます。自再協にも必ずご連絡いただきますよう、お願いいたします。

車上作動処理即時停止について

重大な不適正事象が発覚した場合、エアバッグ類車上作動処理作業を即時停止することがあり
ます。その日以降は、エアバッグ類車上作動処理作業を停止し、取外回収を実施いただくこと
になります。